

研究論文

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(改訂版)の特徴の検討 (2) —学校および学校の設置者に関する章の旧版との比較を中心に—

下田 芳幸^{*1} ・ 平田 祐太郎^{*2} ・ 吉村 隆之^{*3}

An examination of the features of the revised guidelines for investigations on serious situations of bullying (2):

Focusing on the comparison with the previous version of the chapter on schools and school establishers

Yoshiyuki SHIMODA, Yutaro HIRATA, and Takayuki YOSHIMURA

【要約】「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(改訂版)の学校や学校の設置者に関する章を旧版と比較した。改訂版では、学校や学校の設置者の平時の備えの章が新設され、また、事実関係の明確化、被害者側の申立ての重視、記録の保存、被害者側への説明や意向確認、関係生徒等への情報提供に関する同意、加害者の成長支援、警察への通報や相談、再発防止策の実施などが強調されており、不登校重大事態の説明も増えていた。

【キーワード】いじめ、重大事態、ガイドライン、学校、学校の設置者

問題と目的

2013年、いじめに関する初の法律となるいじめ防止対策推進法(以下、法と略記)が施行された。その第28条において重大事態(生命心身財産重大事態および不登校重大事態)が規定され、重大事態が発生した場合には、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を目的に、当該学校の設置者あるいは当該学校が設置した調査組織¹による調査を行うことが定められた。

重大事態の調査については「不登校重大事態に係る調査の指針」(文部科学省, 2016)が、次いで「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(以下、ガイドラインと略記。文部科学省, 2017b)が策定され²、そして2024年にガイドラインが改訂された³(文部科学省, 2024a。以下、ガイドラインの改訂前を旧版、改訂後を改訂版と表記)。

この重大事態の調査については、スクールカウンセラー(以下、SCと略記)をはじめとする心理

の専門家も参画することが、国のいじめ防止基本方針(文部科学省, 2017a)およびガイドライン(2017b, 2024a)において求められている。重大事態の発生件数は増加傾向にあり(下田他, 2024), 2023(令和5)年度の発生件数は1,306件となっている(文部科学省, 2024b)。したがって心理の専門家が重大事態の調査に携わる機会も多いことが想定されることから、改訂版の変更点や強調されている点を把握しておくことが重要である。

以上のことから本研究では、改訂版の特徴を、主に旧版との比較を通じて明らかにする。なお較の手法として、テキストの内容分析に一定の信頼性・客観性を確保できる(樋口, 2020)とされる計量テキスト分析を採用し、語句の出現回数と共起関係を検討する。

なお字数制限の都合上、改訂版における調査組織に関する章は別稿にまとめ(下田他, 印刷中)、本研究では、学校や学校の設置者に関する章(改訂版で新たに設けられた「いじめ重大事態に対す

^{*1} 佐賀大学大学院学校教育学研究科 ^{*2} 鹿児島大学法文学部 ^{*3} 九州大学大学院人間環境学研究院

る平時からの備え’のほか、‘学校の設置者及び学校の基本的姿勢’、‘重大事態を把握する端緒’、‘重大事態発生時の対応（旧版では重大事態の発生報告）’、‘調査結果の説明・公表’、‘重大事態調査の対応における個人情報保護’および‘調査結果を踏まえた対応’）を対象とした。

方法

1. 分析データの作成と修正

ガイドラインについては両版とも、文部科学省のウェブサイトに公開されている PDF ファイルを用いてテキストデータを作成した⁴。ただし表紙、目次、各章のタイトル、および改訂版にのみ記載のある各章のポイントは分析から除外した。

本研究は、計量テキスト分析に KH Coder（Ver.3.02c；樋口，2020）を使用した。以下、分析に用いた語句は〔 〕で、その他の文脈で旧版および改訂版から語句等を引用する場合は‘ ’で、そして先行研究等からの引用等は“ ”で表記した。

2. 分析データの前処理と複合語の設定および分析に使用する語の選択

データの前処理と複合語の検討 テキストのチェックおよび前処理を行った後、得られた抽出語を確認し、分割されていた単語をひとまとまりのものとして扱うよう設定した（例：‘スクール’、‘ロ’、‘イヤー’を〔スクールロイヤー〕）。

また、‘スクールカウンセラー’のように一つの語句として扱う方が適切と判断された語句や、KH Coder に同梱されている形態素解析ツール茶釜を用いて得られた複合語の結果を踏まえ、75 語については、分割されないように設定した。

分析に使用する語の選択 後述する共起ネットワークの作成において明瞭な結果を得るために、以下の語句を除外語として設定した。

まず、文法的な観点から‘できる’などそれだけでは意味をなしにくい語や助詞および助動詞、そして年号については除外した。また、ガイドライン全体を通して頻出することが想定される‘重大事態’、‘調査’、‘法’や‘項’などの語句も除外した。

3. 適用する分析手法

両版の語句の特徴を確認するため、それぞれにおいて語句の出現回数を確認した。なお、改訂版は全体的に記載量が増えていたことから、抽出する語句数について、旧版は出現回数 3 回を原則とし、改訂版は章ごとの記載量の増加量を考慮して決定した。なお以下の各 Table の語句数の多寡は、上記基準のさらに 1.5 倍を基に判断した。

また、それぞれの版の語句の関係性を確認するため、共起ネットワークを作成した（Jaccard 係数による最小スパニングツリーのみをサブグラフ検出（グループ分け）で描画）。なお共起ネットワークの使用語句は、上位 60 語程度とした。

結果と考察

分析対象となった語句が多く、共起関係も多彩であったことから、本研究の目的に鑑み、学校臨床心理学に関連の深い語句を中心に考察を行った。

なお、全体として〔加害〕や〔被害〕の出現回数が減少し、一方で〔対象〕や〔関係〕は増加しているが、これは改訂版で対象児童生徒（いわゆる被害者）と関係児童生徒（いわゆる加害者あるいは当該重大事態に関わりのある児童生徒）という表現が使用されていることによる⁵。

1. いじめ重大事態に対する平時からの備え

この章は改訂版にのみ設定されており⁶、‘学校における平時からの備え’および‘学校の設置者における平時からの備え’の 2 つの節がある。本章は旧版と比較する必要がないことから、本章のポイントの箇所も分析データに含めて分析した結果、語句の数について、分析に使用された語句の総数を表す総抽出語数は 683、分析に使用された語句の種類を表す異なり語数は 270 であった。出現回数が 3 回以上だった語句をまとめたものを Table 1 に、共起ネットワークの結果を Figure 1 に、それぞれ示す。

共起ネットワークの結果、まず〔基本方針〕と〔教職員〕の〔理解〕や〔対応〕が〔必要〕であるといった共起関係が示された。国のいじめ防止

いじめ防止基本方針については、同じ自治体内では文章の構成から表現までほぼ同じになり、学校独自の記述や取組が少ないといった課題が指摘されることもある（佐藤，2020）。SCも、配置された学校の実態に応じた学校いじめ防止基本方針の策定や定期的な見直しといった取り組みにも関与する必要がある。

続いて、生徒指導提要（〔生徒〕〔指導〕〔提要〕）への言及も確認された。改訂された生徒指導提要（文部科学省，2022b）の第4章はいじめに関するものであり、またそれまでの3つの章で生徒指導の意義や重層的支援構造、教育課程における位置づけや体制に関する解説がある。SCはこれらについても熟知しておくことが求められる。

次に、〔学校いじめ対策組織〕が〔会議〕や〔対処〕と共起していた。学校いじめ対策組織は法22条により各学校に必置されるものであり、いじめ対策の中心を担う組織である（文部科学省，2017a）。教師のいじめ認知を調査した若本・西野（2021）によると、いじめの全体を俯瞰するという点で課題があるとして、教師がいじめの全体像や変化を見失う危険性を指摘している。学校いじめ対策組織は複数の教師で事態を検討することで、こういった個々の教師の限界を補えることも期待できる。なおスクールカウンセラーもこの組織に参画することが求められているものの、現状は十分とはいえない（一般社団法人日本臨床心理士会，2024）。重大事態への関与という観点からも、SCが学校いじめ対策組織の構成員として加わることが求められる。また、学校いじめ対策組織に焦点化した論文が確認できないことから（山田，2023）、今後の研究の進展が望まれる。

続いて、〔疑う〕は〔可能性〕と共起しており、本文中、重大な被害に関する文脈で言及されていた。先述のように重大事態は事実が確定したときでなく、疑いが生じた際に認定して対応すべきものであり、この点が強調されているといえる。なお〔認知〕は「いじめ」などと共起しており、いじめ防止対策におけるいじめの認知の重要性は、重大事態においても同様であることがうかがわれる。

関連して、〔記録〕の〔作成〕や〔管理〕といった共起関係も確認された。重大事態の報告書において、記録文書が作成・保存されていなかったり、活用されていなかったりすることが指摘されることがある（酒井，2020）。記録はいじめの認知から解消までの経過の把握に重要なものであり、記録の重要性が改訂版では強調されているようである。

そして調査に関しては、〔調査委員〕が〔職能団体〕や〔大学〕、あるいは〔確保〕や〔推薦〕と共起していた。改訂版では調査委員に関する第三者性や公平性・中立性が強調されているが（下田他，印刷中）、公平性・中立性の確保された調査委員の確保を平時から行っておくことが、学校の設置者や学校に求められている。

以上より、主に、国や学校のいじめ防止基本方針を踏まえ学校いじめ対策組織を中心としたいじめ対策を行うこと、その活動を記録しておくこと、そして重大事態発生時の調査委員の選定をあらかじめ行っておくことへの言及が特徴的といえる。

2. 学校の設置者及び学校の基本的姿勢の章

この章について、旧版は「基本的姿勢」および「自殺事案における遺族に対する接し方」の2つの節、そして改訂版は「調査を行うに当たっての基本的姿勢」、「重大事態調査中における学校の対応」、「対象児童生徒・保護者への接し方」および「対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合の対応」の4つの節から構成されている。項を含む節単位の比較した場合、自殺事案に関するものがなくなっているが、後述するように本章全体を通して、これらの記載がほぼなくなっている。また、学校の対応や被害者側への接し方、調査を望まない場合についての記載が増えているようである。

語句の数については、旧版、改訂版の順に、総抽出語数は258と485、異なり語数は135と207であった。出現回数が旧版で3回以上または改訂版で6回以上、あるいはいずれかの版で0回だった語句をまとめたものをTable 2に、両版とも3回以上出現した語句の共起ネットワークの結果をFigure 2-1と2-2に、それぞれ示す。

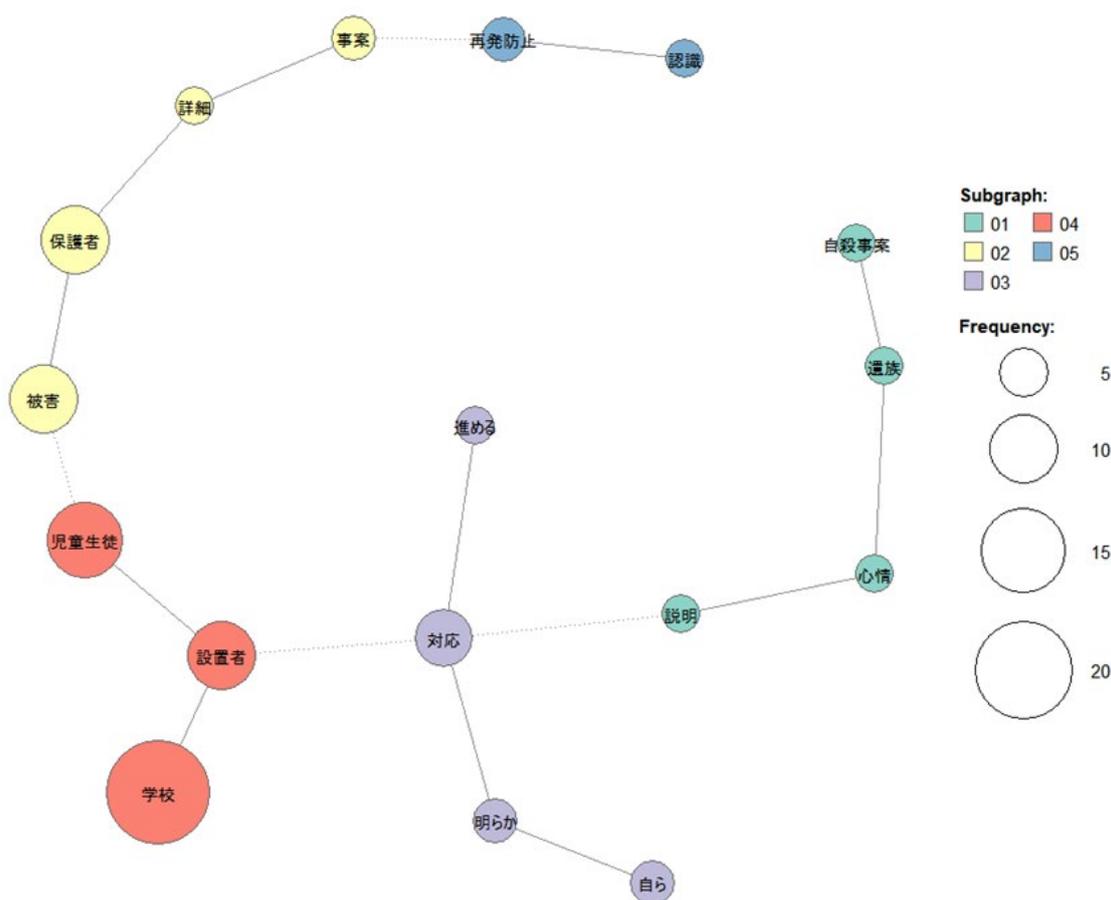
分析の結果、〔再発防止〕や〔説明〕の出現回数

Table 2 学校の設置者及び学校の基本的姿勢における語句の出現回数

旧版に多かった語句				改訂版に多かった語句							
設置者	10	10	詳細	3	2	対象	0	22	発生	0	5
被害	10	2	説明	3	2	警察	0	9	通報	0	4
再発防止	4	4	心情	3	1	必要	2	8	求める	0	4
自ら	4	4	進める	3	1	関係	1	7	事態	0	3
事案	4	3	遺族	3	0	支援	0	7	重大	0	3
認識	3	3	自殺事案	3	0	事実関係	2	6	相談	0	3
両方に多かった語句				指導	0	5	チーム	0	3		
児童生徒	12	31	保護者	10	13	取り組む	0	5	連携	0	3
学校	23	29	明らか	4	7						
対応	7	17									

注) 数値は、左が旧版、右が改訂版の出現回数である。

Figure 2-1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢（旧版）における語句の共起ネットワーク



は相対的に減っているようである。一方で〔事実関係〕は増えており、〔明らか〕や〔検証〕、〔関係〕する生徒等への〔指導〕や〔支援〕と共起していた。改訂版の本章の記載量は増えているが、事実関係を明らかにすることや、関係する生徒への指導や支援に関するものが増加しているようであり、こういった対応を〔チーム〕で行うことが求められているようである。

また、〔警察〕への言及も多く、〔通報〕や〔相談〕と共起していた。重大事態の多くは犯罪に該当する可能性もあることから、普段からの連携(内海, 2014)を含めた警察への相談や連携は、今後ますます重要になってくると思われる。

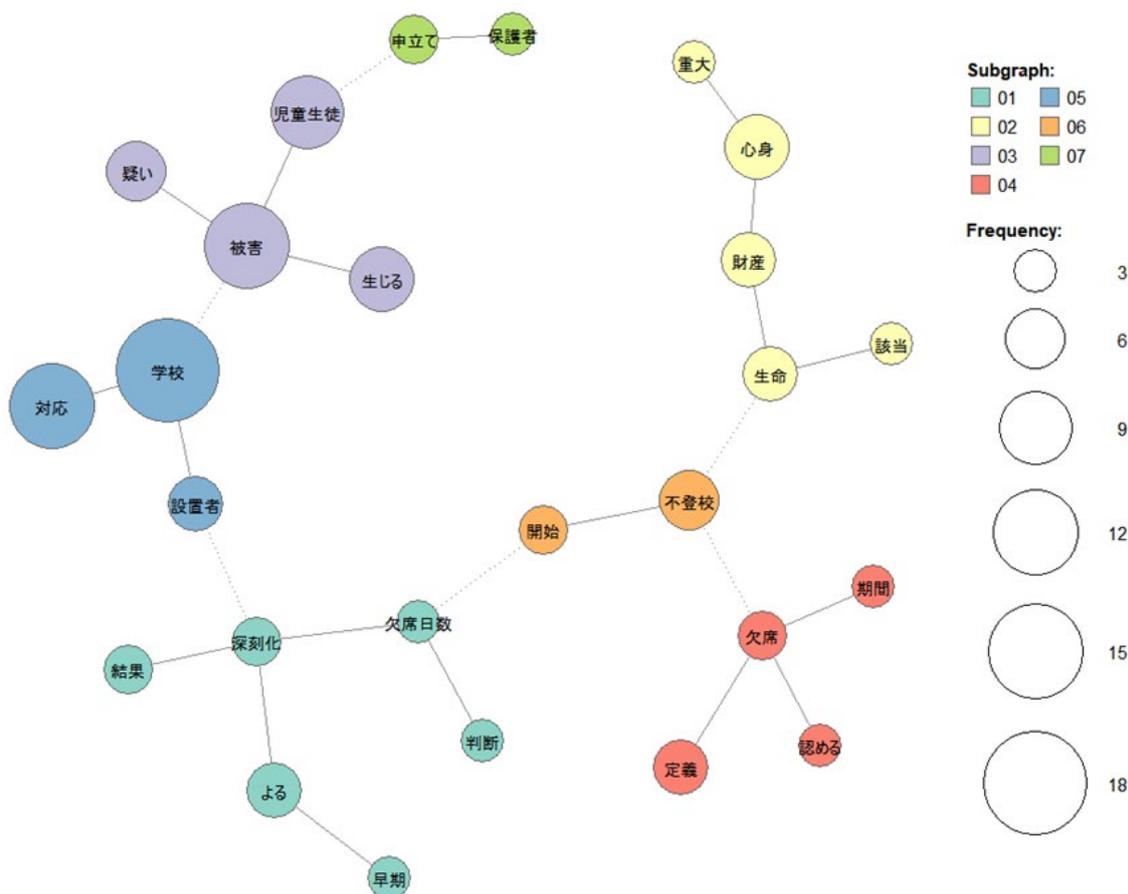
なお、〔自殺事案〕や〔遺族〕などは、改訂版では確認されなかった。下田他(印刷中)で明らかになったように、改訂版の調査組織に関する章に

Table 3 重大事態を把握する端緒における語句の出現回数

旧版に多かった語句				改訂版に多かった語句							
対応	12	15	開始	4	3	必要	2	15	意思	0	3
被害	12	11	深刻化	4	2	確認	0	10	円滑	0	3
生じる	7	7	該当	3	5	考える	2	9	遅れる	0	3
心身	7	4	事例	3	5	生徒	0	7	学校いじめ対策組織	0	3
不登校	6	7	早期	3	4	把握	0	7	活用	0	3
定義	5	5	認める	3	4	凶る	0	7	聴く	0	3
財産	5	3	欠席日数	3	3	教職員	0	5	参考	0	3
生命	5	3	自殺	3	2	事実	0	5	支援	0	3
結果	4	4				相談	0	5	情報共有	0	3
						登校	0	5	資料	0	3
						記入	0	4	疎通	0	3
両方に多かった語句											
学校	18	42	疑い	6	11	状況	0	4	卒業	0	3
児童生徒	9	25	欠席	4	11	踏まえる	0	4	その後	0	3
申立て	4	14	判断	3	11	明確	0	4	対象	0	3
設置者	5	12	期間	3	6	基づく	0	4	様式	0	3
保護者	3	12	重大	3	6	求める	0	4			

注) 数値は、左が旧版、右が改訂版の出現回数である。

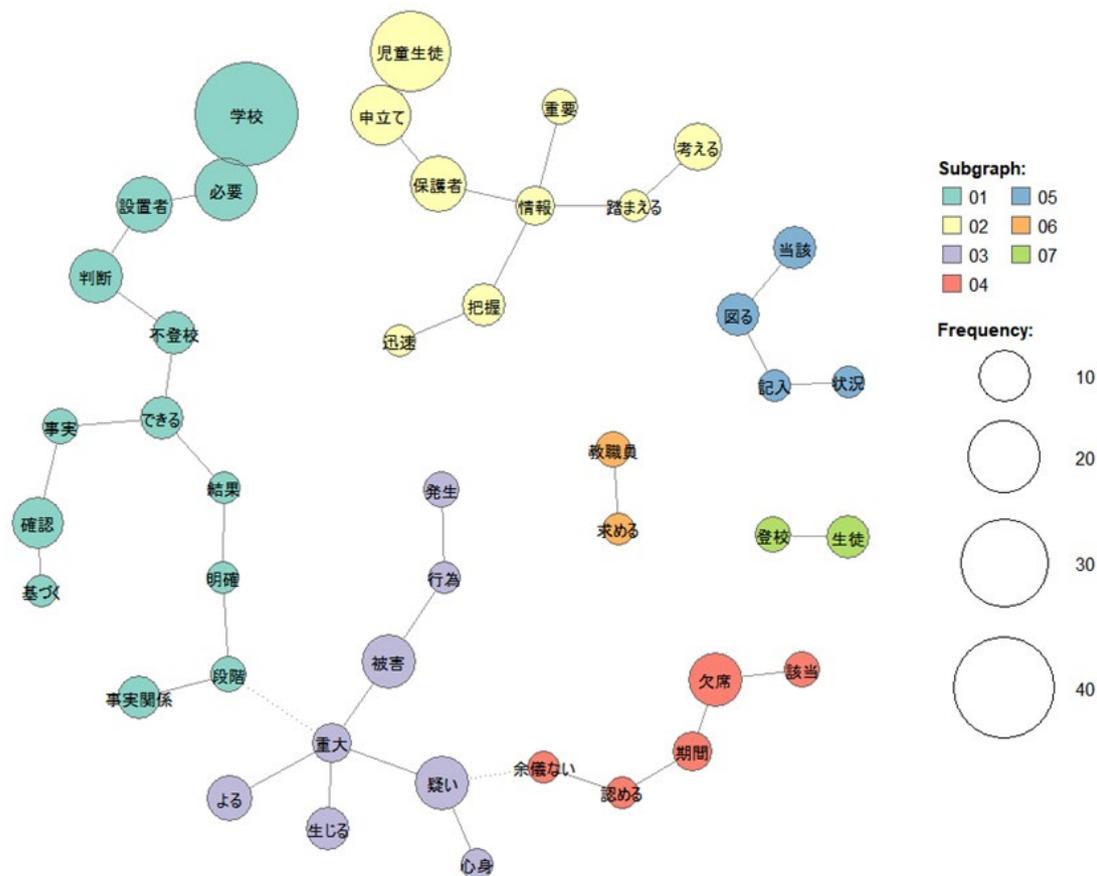
Figure 3-1 重大事態を把握する端緒 (旧版) における語句の共起ネットワーク



分析の結果、〔生命〕〔心身〕〔財産〕や〔不登校〕といった重大事態の種類や〔深刻化〕の出現回数は相対的に減少し、〔確認〕や〔把握〕、〔事実〕といった用語が新たに使用されていた。これは、改

訂版の‘児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応’の節の記載が増えていることによると思われる。このうち〔事実〕と〔確認〕は共に使用されることが多く、主にいじめの事実に関する文

Figure 3-2 重大事態を把握する端緒（改訂版）における語句の共起ネットワーク



脈で使用されていた。重大事態についても事実確認の重要性が強調されているといえよう。

なお申立てへの対応の節に関して、〔保護者〕は両版とも〔申立て〕と共起していたが、改訂版ではさらに〔情報〕との関連が示され、そこから〔重要〕や〔把握〕などとの共起関係も示された。被害者側が申立てたにも関わらず学校や教育委員会等が重大事態として対応しなかったことへの批判が報道でなされることがあるが、こういった点を考慮してか、こういった、申立ての重要性を強調する文言が増えているように思われる⁸。

また、改訂版では〔不登校〕以外にも〔登校〕を渋るあるいはしないといった表現も複数確認できた。旧版でも、不登校の定義である「30日」の欠席日数に関わらず対応することが求められていたが、学校現場での認識が十分でなかったのかもしれない。あるいは、下田他（2024）が整理したように重大事態の中では不登校事案が最も多く、また直近3年分のデータによると、小学校・中学

校・高校のいずれにおいても件数が急増している（小学校：191件から391件，中学校：175件から320件，高校：61件から148件。文部科学省，2022a，2023c，2024b）。こういった実態を踏まえ、‘不登校’以外の表現も用いるなどして、欠席日数が30日に達するか否かに関わらず不登校重大事態を把握し対応するための記載が手厚くなっている可能性がある。

以上より、重大事態の種類や深刻さよりも事実の把握・確認や被害者側からの申立てを重要な情報と捉えることが強調されている点、そして不登校重大事態に関して詳述されている点が、改訂版に特徴的といえる。

4.重大事態発生時の対応

この章について、旧版（重大事態の発生報告）は‘発生報告の趣旨’および‘支援体制の整備のための相談・連携’の2つの節、そして改訂版は‘重大事態の発生報告’および‘重大事態発生時の初動対応’の2つの節から構成されている（このうち‘重

大事態の発生報告⁹は(1)学校の設置者への報告、支援要請および(2)地方公共団体の長等への報告、必要な連携の2つの項、‘重大事態発生時の初動対応’は(1)初動対応の概要、(2)資料の収集・保存および(3)報道等への対応の3つの項がある)。項を含む節単位で比較した場合、初動対応に関する言及が追加されている点が特徴的といえる。

語句の数については、旧版、改訂版の順に、総抽出語数は195と733、異なり語数は77と282であった。出現回数が旧版で3回以上または改訂版で11回以上、あるいはいずれかの版で0回だった語句をまとめたものをTable 4に、旧版で3回以上、改訂版で4回以上出現した語句の共起ネットワークの結果をFigure 4-1と4-2に、それぞれ示す。

先述のように、本章では新たに初動対応に関する節が設けられており、その結果、[資料]、[アンケート]、[記録]、といった語句が改訂版で共起しながら使用されていた。調査組織による調査ではまず、学校の記録等を確認することになっているため(改訂版第8章第2節等参照)、いじめの事実確認に必要なこういった資料の保存が重要である。また、これらの語句については、本文で[保存期間]との関連でも言及されている。例えば吉田(2017)が調査しある自治体の学校いじめ防止基本方針における記録や保存の記載率は40%程度

と高くなく、重大事態の調査報告書でも記録の管理や保存に関する課題が指摘されている(例えば酒井, 2020)。そのため記録や保存について明確に定め遵守する必要もあるだろう。

このほか、改訂版では[教育委員会]との[連携]という語句の関連性が示された。また、改訂版で出現回数の多かった[望ましい]は、教育委員会等への報告や支援などの文脈で使用されていた¹⁰。このように改訂版では、教育委員会等との連携による[助言]や[支援]が望ましい点を強調しているようである。

以上より、初動対応の節が増えたことで資料、アンケート、記録といった情報の保全やその保存期間に関すること、そして教育委員会との連携に関する言及が中心となっている点が、改訂版に特徴的といえる。

5.調査結果の説明・公表

この章について、旧版は‘調査結果の報告’、‘地方公共団体の長等に対する所見書の提出’、‘被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明’、‘調査結果の公表、公表の方法等の確認’および‘加害児童生徒、他の児童生徒等に対する調査結果の情報提供’の5つの節、そして改訂版は‘対象児童生徒・保護者への調査結果の説明’、‘いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明’および

Table 4 重大事態発生時の対応における語句の出現回数

	旧版に多かった語句		改訂版に多かった語句	
設置者	10	19	高等専門学校	4 4
支援	10	13	支援体制	4 3
都道府県	9	11	整備	4 3
教育委員会	8	19	求める	3 7
発生	8	15	大学	3 6
適切	6	6	私立学校	3 5
連携	4	8	できる	3 4
十分	4	7	よる	3 4
助言	4	5	国立	3 2
文部科学省	4	5		
	両方に多かった語句			
学校	16	41	対応	6 16
報告	6	17		
			必要	2 16
			状況	0 4
			地方公共団体の長	2 14
			向ける	0 4
			望ましい	0 13
			会社	0 3
			会議	0 8
			共有	0 3
			児童生徒	0 8
			公立	0 3
			教育	0 7
			国立大学法人	0 3
			実施	0 7
			時点	0 3
			資料	0 7
			収集	0 3
			設置	0 7
			重要	0 3
			経由	0 5
			体制	0 3
			情報	0 5
			判断	0 3
			対象	0 5
			踏まえる	0 3
			当該学校	0 5
			文書	0 3
			保存期間	0 5
			法人	0 3
			アンケート	0 4
			保護者	0 3
			関係	0 4
			保存	0 3
			記録	0 4
			理事	0 3

注) 数値は、左が旧版、右が改訂版の出現回数である。

Figure 4-1 重大事態発生時の対応（旧版）における語句の共起ネットワーク

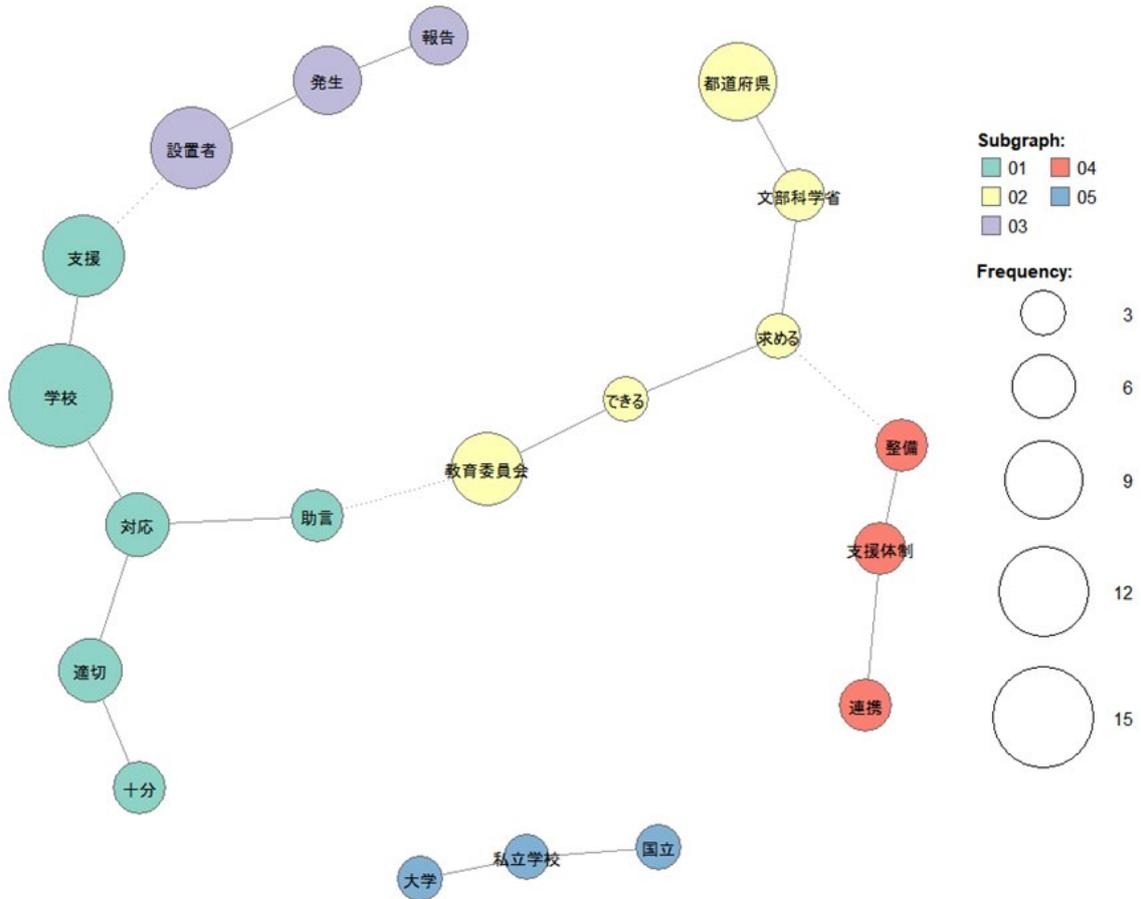
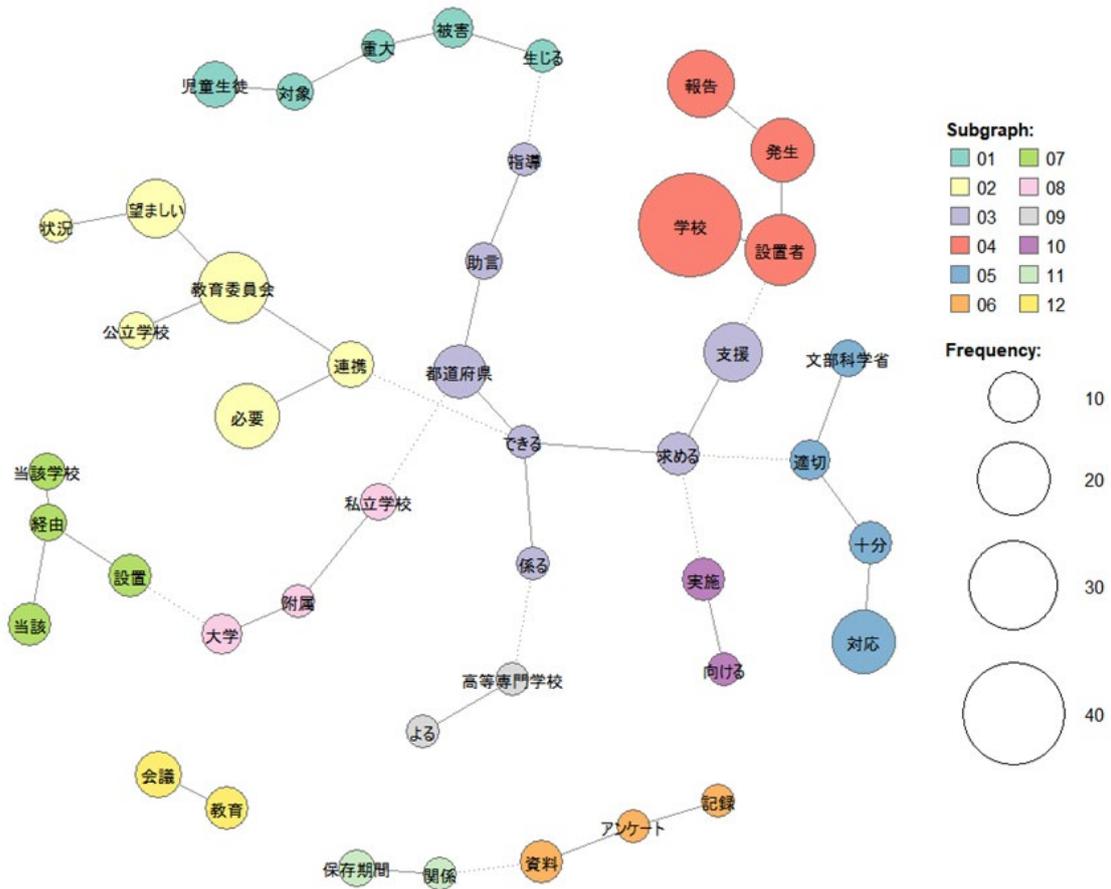


Figure 4-2 重大事態発生時の対応（改訂版）における語句の共起ネットワーク



‘地方公共団体の長等への報告及び公表’の3つの節から構成されている（このうち‘対象児童生徒・保護者への調査結果の説明’は(1)対象児童生徒・保護者に対する調査結果の説明、(2)対象児童生徒・保護者による地方公共団体の長等への調査結果に対する所見書の提出および(3)追加調査についての3つの項、‘地方公共団体の長等への報告及び公表’は(1)地方公共団体の長等への調査結果の報告および(2)調査報告書の公表の2つの項がある）。項を含む節単位で比較した場合、両版とも項目内容は概ね同じものといえるが、追加調査の項が加わり、そして説明に関するものが先に記載されるようになるなど、構成の違いが大きいようである。

語句の数については、旧版、改訂版の順に総抽出語数は339と412、異なり語数は129と164であった。出現回数が旧版で3回以上または改訂版で4回以上、あるいはいずれかの版で0回だった語句をまとめたものをTable 5に、両版とも3回以上出現した語句の共起ネットワークの結果をFigure 5-1と5-2に、それぞれ示す。

表現が改められた語句（〔調査結果〕から〔報告書〕、あるいは〔被害〕児童生徒生徒から〔対象〕児童生徒、など）以外では、〔情報提供〕の出現回数が減っている。この点については、共起ネットワークの結果を含めると、〔調査結果〕の〔公表〕よりも、被害者側へ丁寧に〔説明〕を行うなど、単なる〔情報提供〕でない点を強調しているのかもしれない。さらに、〔事前〕の〔意向〕の〔確認〕が〔望ましい〕といった共起関係も示され、公表や追加調査に関する被害者側の意向の確認につい

ても強調されているようである。

なお両版とも、調査結果（調査報告書）については、‘特段の支障がなければ公表することが望ましい’とされているが、報告書の公開が少ないことは度々問題点として指摘されており（例えば武田、2021）、総務省（2018）の調査によると公表している自治体は3割程度、尾崎（2020）の調査による公開率は都道府県が27.8%、中核市が15.4%にとどまっている。今後、調査報告書の公開が進み、有効ないじめ対策に活用されることが望まれる。

ところで本章において、〔個人情報〕の〔保護〕は、旧版では〔地方公共団体〕の個人情報保護条例やその担当部署の文脈で使用されることが多かった一方、改訂版ではそのような使用が減っている様子もうかがわれた。これは、個人情報保護法の改正に伴い、次章の記載内容が整理されたことに由来されたことによると思われる。

以上より、調査結果に関する被害者側への情報提供より説明が重視され、公表や追加調査に関する被害者側の意向の確認も強調されている点が改訂版に特徴的といえる。

6.重大事態調査の対応における個人情報保護

この章について、旧版は‘結果公表に際した個人情報保護’の節のみ、そして改訂版は‘個人情報保護法に基づく基本的な対応’、‘調査報告書の提示・提供について’および‘調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係’の3つの節から構成されている。項を含む節単位で比較した場合、基本的対応や報告書の提示や提供の仕方に関する内容が追加されているようである。

Table 5 調査結果の説明・公表における語句の出現回数

	旧版に多かった語句		改訂版に多かった語句		両方に多かった語句	
調査結果	15	12	及ぶ	4 2	対象	0 14
被害	14	1	検討	4 1	報告書	0 10
公表	13	11	他	3 2	必要	1 7
設置者	11	9	当該	3 2	地方公共	3 6
情報提供	9	1	地方	3 1	団体の長	3 6
適切	6	4	公共団体	3 1	考える	0 6
係る	6	3	会議	3 0	提出	1 5
報告	5	4	議題	3 0	情報	2 4
方針	5	1	取り扱う	3 0		
加害	5	0				
					内容	2 4
					児童生徒	22 23
					望ましい	2 4
					保護者	18 20
					意向	1 4
					学校	24 19
					提供	1 4
					説明	13 19
					基づく	1 4
					個人情報	4 7
					関係	0 4
					保護	4 6
					記載	0 4
					確認	3 4
					事実関係	3 4
					対応	3 4

注) 数値は、左が旧版、右が改訂版の出現回数である。

Figure 5-1 調査結果の説明・公表（旧版）における語句の共起ネットワーク

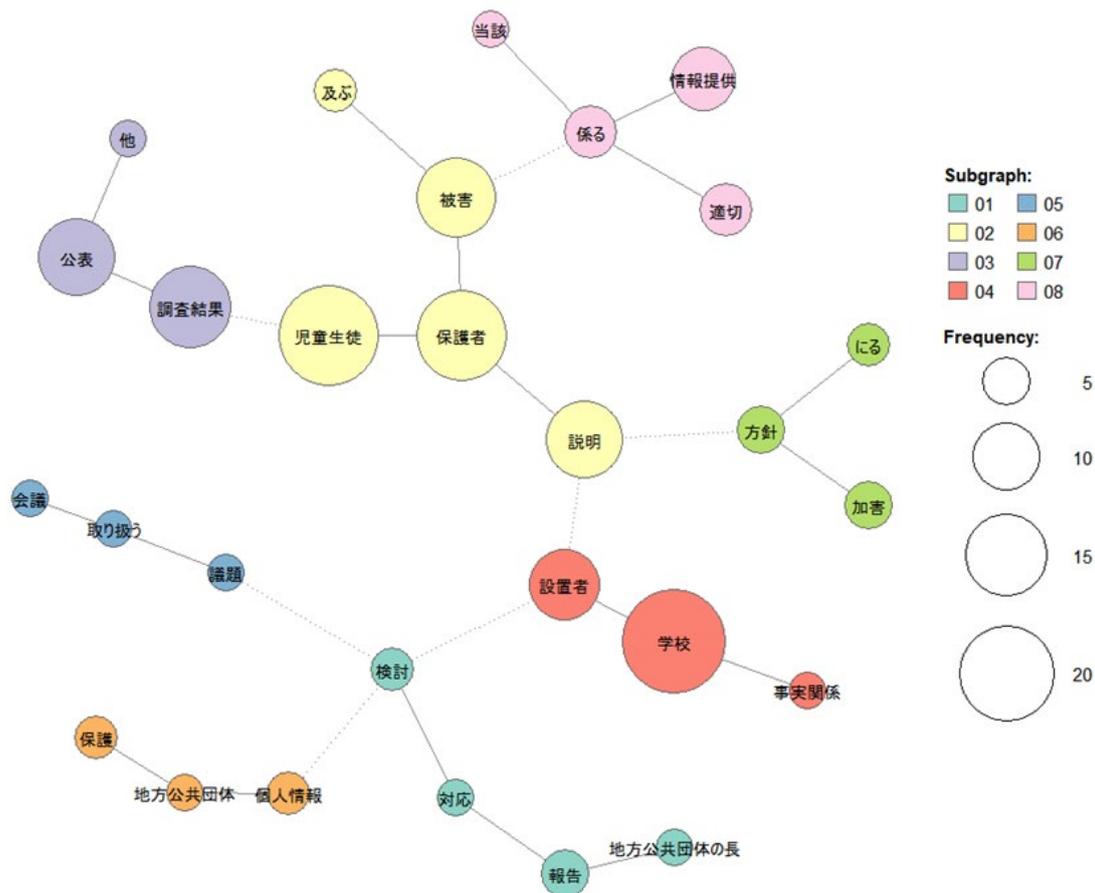
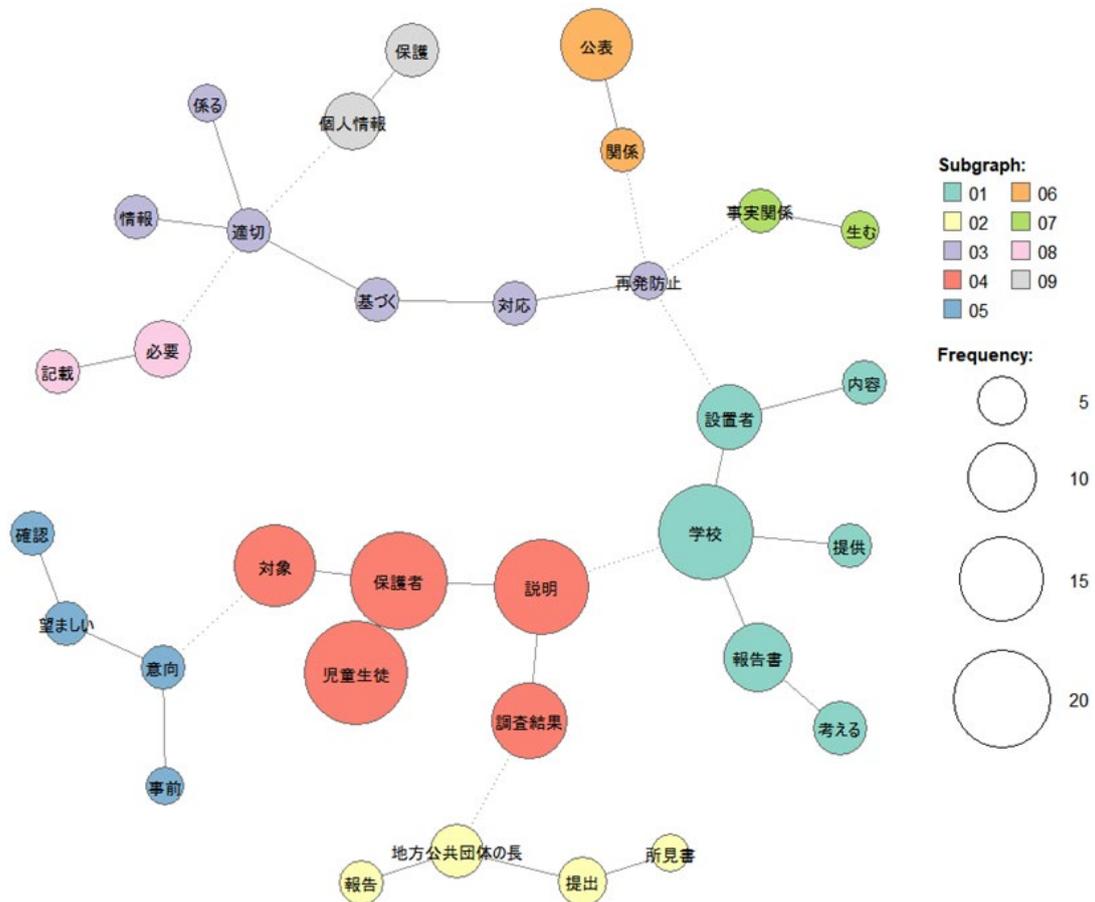


Figure 5-2 調査結果の説明・公表（改訂版）における語句の共起ネットワーク



語句の数については、旧版、改訂版の順に、総抽出語数は64と389、異なり語数は40と138であった。なお分析に用いない品詞も含めた語句数を基準にした場合、改訂版の本章の記載量は改訂版の6.6倍と、全体の平均的な増加量(3.3倍)より非常に多くなっていた点も、本章の特徴といえる。この章は旧版が他の章と比べて記載量がかなり少ないことを考慮し、出現回数が旧版で2回以上または改訂版で12回以上、あるいはいずれかの版で0回だった語句をまとめたものをTable 6に、旧版で2回以上、改訂版で3回以上出現した語句の共起ネットワークの結果をFigure 6-1と6-2に、それぞれ示す。

分量の違いに関して、旧版では主に、個別の情報開示は各自治体の条例等に即して判断すること、不開示と判断する場合の留意点および“いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない”の3点が主な内容であったが、このうち1点目は改訂版の基本的な対応の節で令和5年4月に改正された個人情報保護法の観点で整理し直されており、2点目について改訂版では大幅に減っている。3点目について改訂版では、いじめを行った児童生徒のプライバシーや人権への配慮との関連で、いじめを行った児童生徒や保護者等から同意を得られた範囲で説明を行う際のものとして記載されている。

語句について、〔児童生徒〕や〔保護者〕の出現回数が多いが、これは対象児童生徒(いわゆる被

害者)とその保護者だけでなく、関係児童生徒(いわゆる加害者あるいは当該重大事態に関わりのある児童生徒)とその保護者に関する言及も多いことによる。特に後者に関しては、個人情報保護法や人権への配慮との関連で、対象児童生徒への情報提供等に際し事前に関係児童生徒への〔同意〕を〔得る〕ことの必要性あるいは望ましい、といった点への言及が見られる(なおこの点について、個人情報保護法等では法令に基づく情報提供に本人の同意が不要であるという定めに伴う議論がある(例えば鬼澤, 2020))。調査組織の公平性・中立性の観点から、被害者側、加害者側、関係者それぞれへの配慮が明記されたとも考えられる。

なお、改訂版では〔国立大学法人〕や〔法人〕の使用も確認できるが、これは国立学校や私立学校での個人情報の取り扱いに関する解説が加わっていることによる。

以上より、記載量が大幅に増えた一方で不開示については前面に出していない点、そして被害者側だけでなく加害者側や関係生徒にも情報提供等への同意を得ることの言及が増えている点が、改訂版に特徴的といえる。

7.調査結果を踏まえた対応

この章について、旧版は‘被害児童生徒への支援、加害児童生徒に対する指導等’および‘再発防止、教職員の処分等’の2つの節、そして改訂版は‘対象児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒への指導及び支援’、‘調査報告書で提言された再発

Table 6 重大事態調査の対応における個人情報保護における語句の出現回数

旧版に多かった語句		改訂版に多かった語句		両方に多かった語句	
学校	9 14	児童生徒	0 11	事前	0 4
情報	3 4	必要	0 11	同意	0 4
設置者	3 4	保護者	0 9	取り扱う	0 4
保護	2 19	提供	0 8	法人	0 4
公表	2 18	基づく	0 7	法令	0 4
地方公共団体	2 6	関係	0 6	得る	0 3
公開	2 3	目的	0 6	ガイドライン	0 3
条例	2 3	利用	0 6	記載	0 3
部分	2 3	対象	0 5	提示	0 3
適切	2 2	及ぶ	0 4	適用	0 3
開示	2 1	関係者	0 4	望ましい	0 3
不開示	2 1	国立大学法人	0 4	プライバシー	0 3

注) この節は旧版の記載量が少ないことから、旧版の2回以上あるいは改訂版の12回以上を対象とした。数値は、左が旧版、右が改訂版の出現回数である。

Figure 6-1 重大事態調査の対応における個人情報保護（旧版）における語句の共起ネットワーク

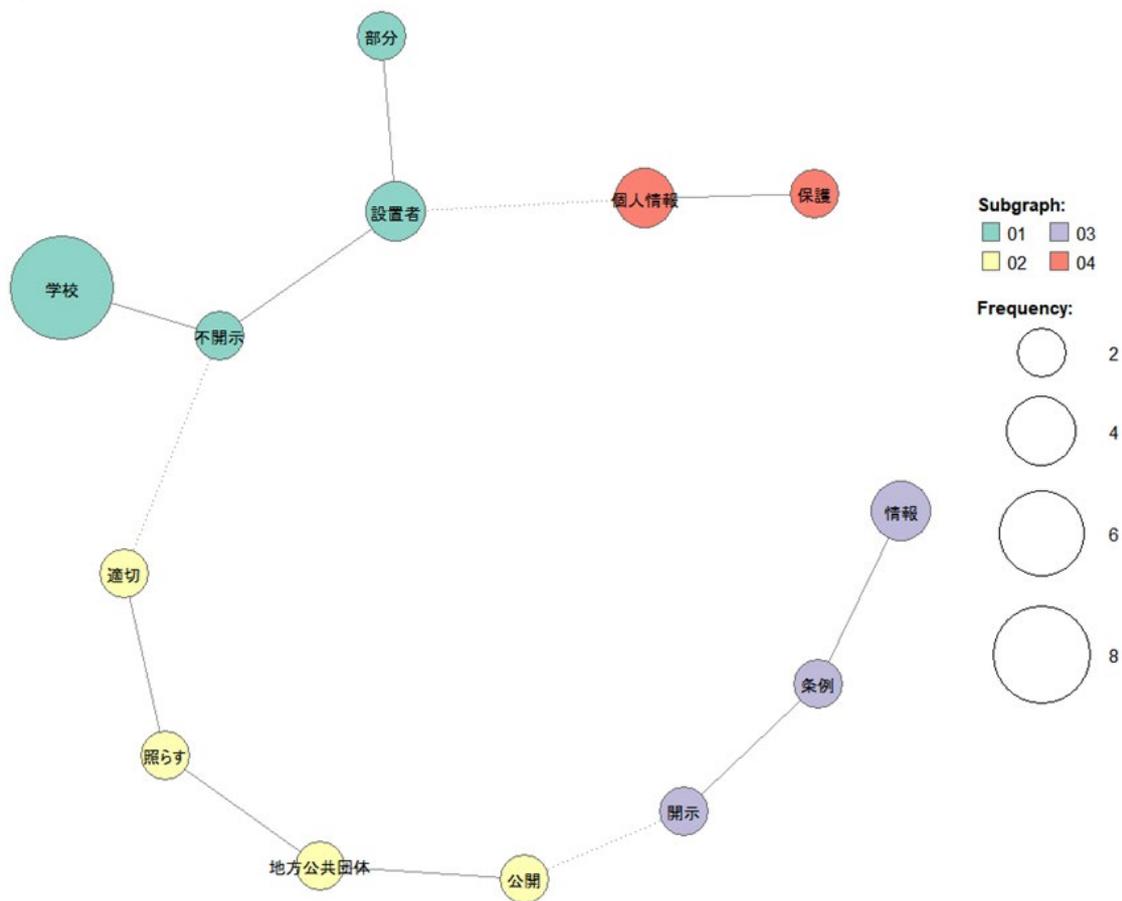
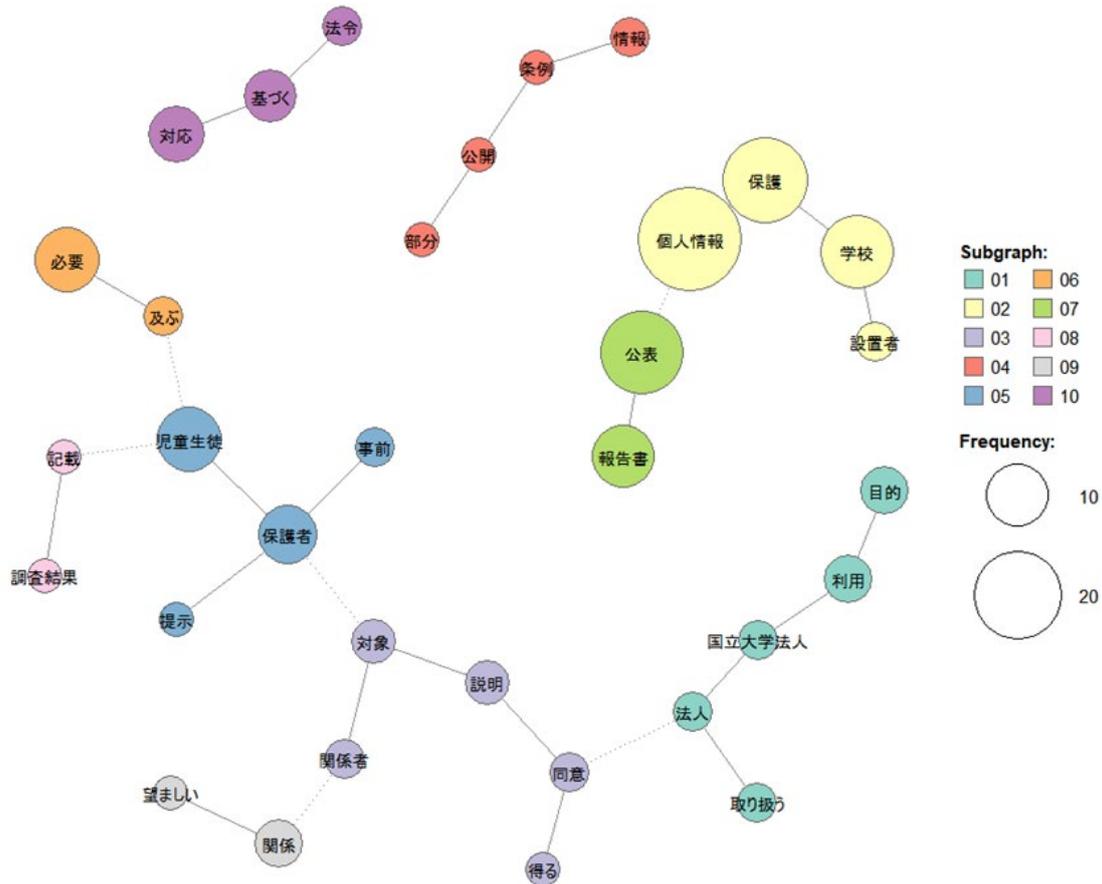


Figure 6-2 重大事態調査の対応における個人情報保護（改訂版）における語句の共起ネットワーク



防止策の実施’、‘調査後に学校の設置者において検討を要する事項’の3つの節から構成されている。項を含む節単位で比較した場合、教職員への処分が調査後に検討を要する事項へと、表現変更されている。

語句の数については、旧版、改訂版の順に、総抽出語数は138と507、異なり語数は85と235であった。出現回数が旧版で3回以上または改訂版で11回以上、あるいはいずれかの版で0回だった語句をまとめたものをTable 7に、旧版で3回以上、改訂版で4回以上出現した語句の共起ネットワークの結果をFigure 7-1と7-2に、それぞれ示す。

語句に関しては、旧版で見られなかった〔警察〕の出現回数が本章の中では2番目に多くなっており、また〔警察〕への〔相談〕と〔機関〕との〔連携〕が特徴的である。法第23条（いじめに対する措置）第6項において、学校は犯罪行為として取り扱われるべきものは警察と連携して対処し、重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察へ通報して適切に援助を求められている。この点については文部科学省（2023b）が連携等の徹底を求める通知を出しており、これらが改訂版に反映されているといえる。事件性の高い事案では少年司法の対応が必要な場合も想定され、かつ前節で触れた“加害児童生徒の成長支援”も求められる。

なおこの点について、内海（2014）は警察の立場から、学校警察連絡協議会やスクールサポーター制度の活用について言及しているが、一方で、いじめの教育的な解決より法的な解決が重視されているという指摘（小野田，2014）や、非行の件数が減少し学校の指導が奏功していると考えるべ

き側面もある中でいじめ加害の問題を警察に委ねることで失うものもあるのではないかとという危惧もある（野田，2014）。こういった課題を検討した上で、司法と教育の連携や対応のあり方についての知見の蓄積を進めていく必要があるだろう。

関連して、〔センター〕の使用も確認できるが、これは、‘子ども家庭センター’、‘法務少年支援センター’、‘少年サポートセンター’の3つで使用されていた。こういった当該地区の関係機関の特徴を把握したり、普段から連携体制を築いておく必要があると思われる。

ところで、〔支援〕と〔指導〕は両版ともに使用されているが、改訂版での〔指導〕は〔支援〕と緩やかながら共起している点も特徴的といえる。これは、いじめを行った児童生徒に対して“成長支援の観点から指導及び支援を行う”という趣旨の説明が複数回なされていることによるものであり、国のいじめ防止基本方針（文部科学省，2017a）の“加害者に対する成長支援の観点”という表現に由来する。改訂版での〔支援〕は加害者側についても使用されている点が旧版と異なっており、SC等が心理学の知見を活かして専門的に関与できる部分の一つといえよう。

このほか、改訂版で使用が確認された〔提言〕は‘再発防止策’との関連で言及されている。再発防止策については、旧版では学校の設置者が調査結果に基づいて対応を検証して‘再発防止策’の“検討を行う”という表記であったが、改訂版では、調査報告書で〔提言〕された‘再発防止策’の確実な実施といった形で使用されていた。このように、再発防止策を考案するのが学校の設置者から調査

Table 7 調査結果を踏まえた対応における語句の出現回数

	旧版に多かった語句		改訂版に多かった語句		両方に多かった語句				
	回数	語句	回数	語句	回数	語句			
加害	5	必要	2	相談	0	児童生徒			
検討	5	警察	0	踏まえる	0	学校			
教職員	3	対象	0	求める	0	対応			
被害	5	2	連携	0	改善	0	支援		
		0	報告書	0	7	家庭	0	3	設置者
		0	内容	0	6	説明	0	3	指導
		0	考える	0	5	センター	0	3	
		0	取組	0	5	提言	0	3	
		0	機関	0	4	発生	0	3	

注) 数値は、左が旧版、右が改訂版の出現回数である。

Figure 7-1 調査結果を踏まえた対応（旧版）における語句の共起ネットワーク

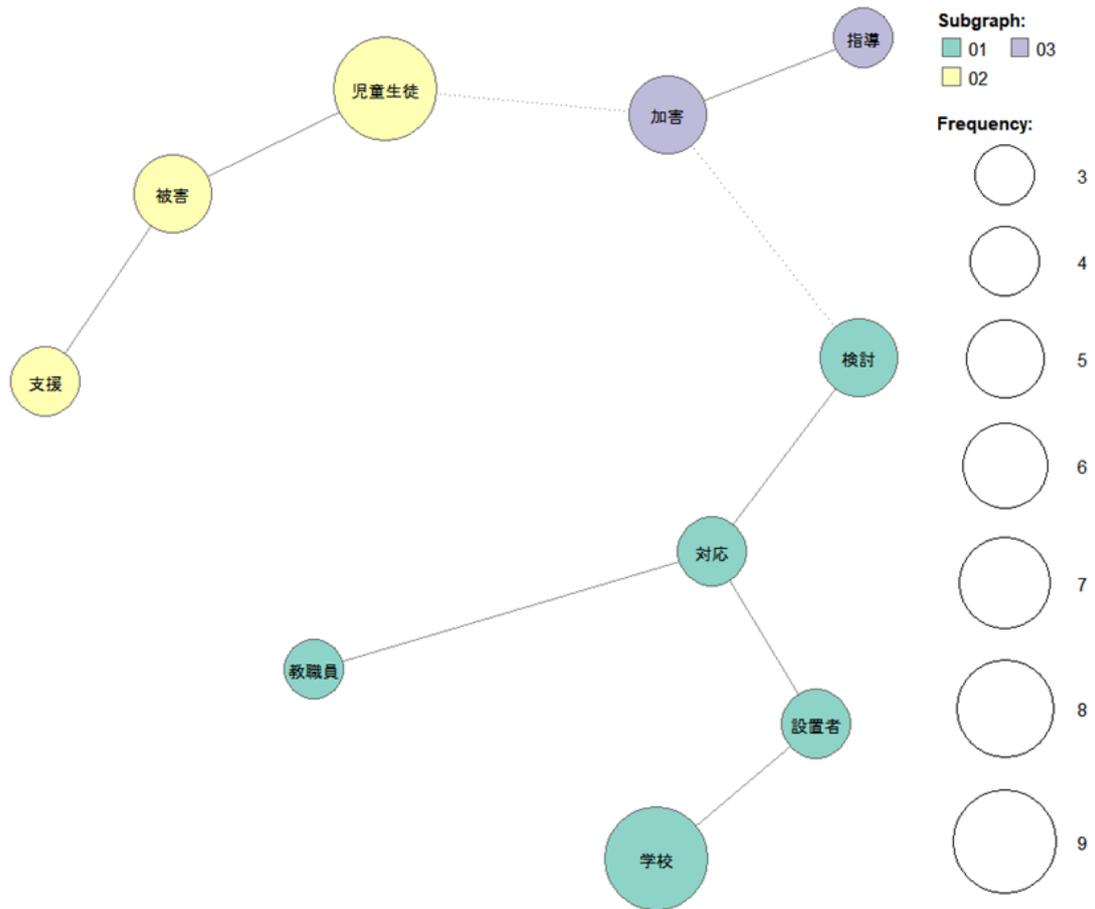
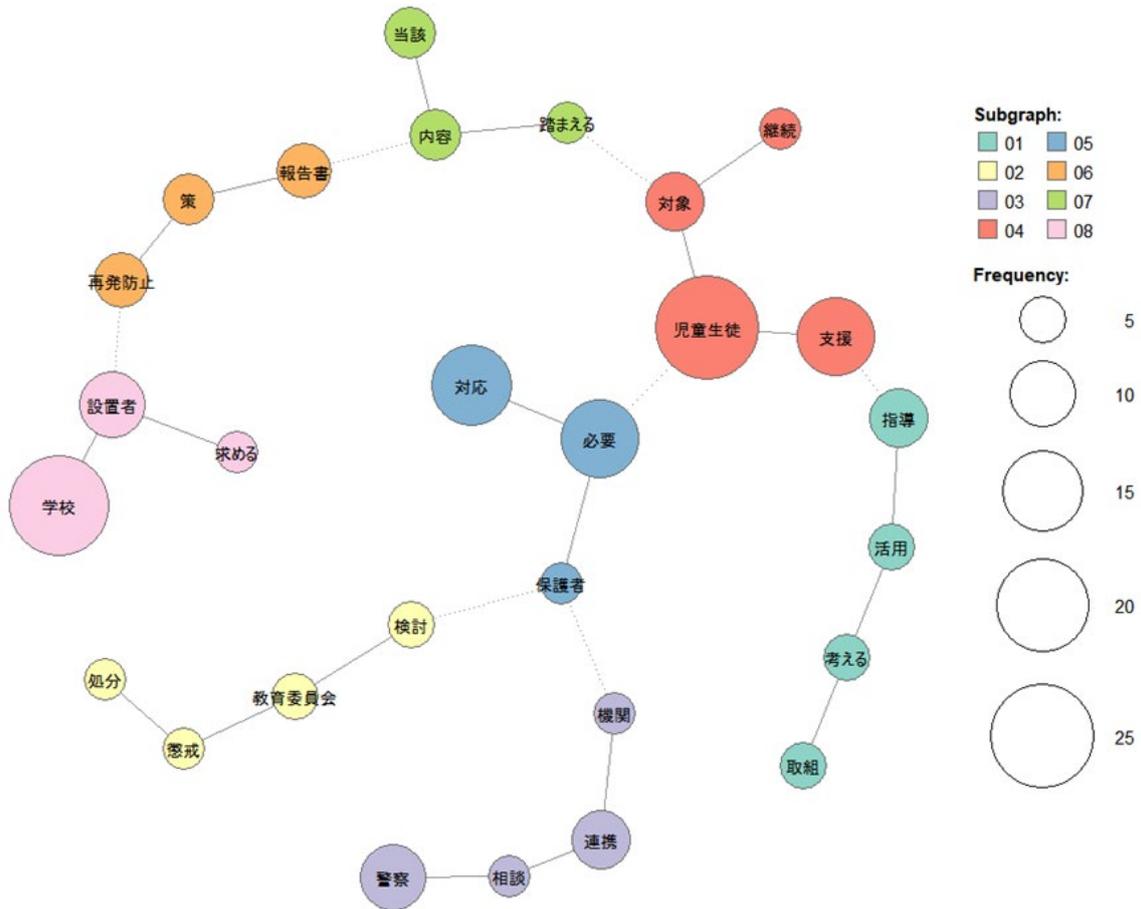


Figure 7-2 調査結果を踏まえた対応（改訂版）における語句の共起ネットワーク



組織に変更されており、その結果、再発防止策を検討するのではなく実施するように記載が改められている。法第28条にも重大事態の調査の目的として“同種の事態の発生の防止”が謳われているが、この点がより強調されたものと思われる。そして再発防止策の検討や提言を行うのが調査組織となったことから、調査に携わる心理職は、重大事態の特徴や学校の状況等に応じた具体的で実効性のある再発防止策を考案することも求められる。

なお、出現回数は基準以下であったが、〔教育委員会〕と〔懲戒〕〔処分〕の〔検討〕といった共起関係が、改訂版に特徴的なものの一つといえる。先述のように本章の節レベルでの表記は改められているが、教職員への懲戒処分等の記載量はやや増えているようである。

以上より、加害者側の成長支援への言及が増えている点、警察への相談や関係機関との連携や再発防止策を調査組織が提言し学校や学校の設置者がそれを確実に実施する等の言及が増えている点、そして教職員への懲戒処分等の説明もやや増えている点が、改訂版に特徴的といえる。

8.まとめと今後の課題

学校や学校の設置者の平時の備えとして、国や学校のいじめ防止基本方針を踏まえ学校いじめ対策組織を中心としたいじめ対策を行うこと、その活動を記録しておくこと、そして重大事態発生時の調査委員の選定をあらかじめ行っておくことが記載されていた。

重大事態が発生した際、まず基本的姿勢としては事実関係を明らかにすることやチーム学校としての関係生徒への指導・支援、警察への通報や相談が強調されており、そして重大事態を把握する端緒に際し、事実の把握・確認や被害者側からの申立ての重要性が強調され、特に不登校重大事態については欠席日数にとらわれず対応する必要性がより強調されていた。そして重大事態の発生時は初動対応として、情報の保全やその保存期間に関することや教育委員会との連携が重視され、調査終了後の調査結果の説明や公表に際しては、被害者側への説明および公表や追加調査に関する被

害者側への事前の意向確認が重視されていた。また、個人情報保護に関する説明が増え、その中で被害者側のみならず加害者側や関係児童生徒側にも情報提供に関する同意を得ることが強調されていた。そして調査結果を踏まえた対応として、加害者側の成長支援、警察への相談や関係機関との連携、再発防止策を調査組織が提言し学校や学校の設置者が確実に実施することが強調され、教職員への懲戒処分等の説明もやや増えていた。

なおこれまでに触れたように、自死事案に関連する言及は減っている。そのため学校や学校の設置者は、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版）」（文部科学省，2014）といじめによる自死事案における調査との関係性についても、十分理解しておく必要があるだろう。

そして心理の専門家は、今後、こういったガイドラインの内容を踏まえ、研修等の機会を通じて、重大事態を含むいじめの未然防止や早期発見・対応に関する学校の対応力の向上に寄与する必要もあるだろう。

<脚注>

- 1 先行研究のタイトル表記では“第三者委員会”が多い。ただし改訂版で第三者委員会は構成員が全て第三者であるものを指すことから、本研究は「調査組織」の表記を使用した。
- 2 自殺事案は改訂版のガイドラインに加えて「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針(改訂版)」(文部科学省, 2014)に基づいて行う必要がある(文部科学省, 2024a)。
- 3 改訂版の公表に合わせて「不登校重大事態に係る調査の指針」は廃止された。
- 4 表記揺れを統一するため、旧版の‘第三者調査委員会’は『第三者委員会』に、同じく‘所見’は『所見書』に、それぞれ修正した。
- 5 改訂版の用語説明から、いじめによる被害の“疑いがある”ことを強調するために、被害・加害といった事実の確定的な表現を用いなくなったことが考える。
- 6 ガイドラインが重大事態の発生時に参照されや

すいという点を考慮すると、平時からの備えという本章は、国のいじめ防止基本方針等で記載されるべき内容といえるかもしれない。

- 7 判断の主体について、「不登校重大事態に係る調査の指針」（文部科学省，2016）には“学校の設置者又は学校である”とあるが、旧版には明確な記載はない。一方の改訂版では本章において‘重大事態の判断を行うのは、学校の設置者又は学校である’と明記されてる。
- 8 ただし、法が規定していない要件を法の下位規範となるガイドラインで定めることへの批判もある（鬼澤，2020）。
- 9 文部科学省（2023a）の通知に伴い、改訂版では、学校の設置者は文部科学省へ報告することも明記されている。
- 10 このほか、国立・私立学校や高等専門学校への教育委員会等の〔助言〕や〔支援〕も少なくなかった。

付 記

本研究は佐賀大学大学院学校教育学研究科研究倫理審査委員会の審査を受けた後（承認番号21005）、科学研究費の助成を受けて行われた（課題番号23K02963）。この他に開示すべき利益相反事項はないが、筆者らはSCとして配置された学校でのいじめ対策に関わっており、また、重大事態の調査委員の経験がある。

引用文献

- 福岡県臨床心理士会（編）（2020）. 学校コミュニティへの緊急支援の手引き（第3版） 金剛出版
- 樋口 耕一（2020）. 社会調査のための計量テキスト分析——内容分析の継承と発展を目指して（第2版）—— ナカニシヤ出版
- 一般社団法人日本臨床心理士会（2024）. 文部科学省令和5年度いじめ対策・不登校支援等推進事業報告書 スクールカウンセラー及びスク

ールソーシャルワーカーの常勤化に向けて調査研究 Retrieved December 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/20241225-app_dev04_1.pdf

文部科学省（2014）. 子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版） Retrieved December 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351863_02.pdf

文部科学省（2016）. 不登校重大事態に係る調査の指針 Retrieved December 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2016/07/14/1368460_1.pdf

文部科学省（2017a）. いじめの防止等のための基本的な方針（改訂版） Retrieved December 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/01/04/1400142_001.pdf

文部科学省（2017b）. いじめの重大事態の調査に関するガイドライン Retrieved December 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/01/04/1400142_003.pdf

文部科学省（2022a）. 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果 Retrieved December 1, 2024, from <https://www.mext.go.jp/content/>

文部科学省（2022b）. 生徒指導提要（改訂版） Retrieved December 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

文部科学省（2023a）. いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼） Retrieved December 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00001.htm

文部科学省（2023b）. いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知） Retrieved December 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf

- 文部科学省 (2023c). 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果 Retrieved December 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/content/20231004-mxt_jidou01-100002753_1.pdf
- 文部科学省 (2024a). いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(改訂版) Retrieved December 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf
- 文部科学省 (2024b). 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果 Retrieved December 1, 2024, from https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt_jidou02-100002753_1_2.pdf
- 野田 正人 (2014). いじめ対策法と基本方針の枠の下で 季刊教育法, No.182, 24-30.
- 鬼澤 秀昌 (2020). いじめ防止対策推進法から見るいじめ問題への学校の対応の在り方 スクール・コンプライアンス研究, 8, 18-29,
- 小野田 正利 (2014). 「いじめ」記録の取り方が明暗を分ける——いじめ防止対策推進法下の学校の責務—— 季刊教育法, No.182, 39-44.
- 尾崎 洋之 (2020). いじめの重大事態に係る調査結果の公表に関する考察 マッセ Osaka 研究紀要, 23, 105-126.
- 酒井 徹 (2020). いじめ重大事態報告書(中学校, 高等学校)から明らかとなったいじめ方策——重大事態を回避するために—— 教師教育リサーチセンター年報, No.10, 69-83.
- 佐藤 春花 (2020). 学校いじめ防止基本方針の意義——東京都X区立小中学校における策定状況からの考察—— 東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢, 40, 1-14.
- 下田 芳幸・平田 祐太郎・吉村 隆之 (2024a). 小学校・中学校・高等学校におけるいじめ重大事態に関する件数等の推移 佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要, 8, 229-241. <https://doi.org/10.34551/0002000571>
- 下田 芳幸・吉村 隆之・平田 祐太郎 (印刷中). いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(改訂版)の特徴の検討(1)——調査組織に関する章の旧版との比較を中心に—— 佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要, 9
- 総務省 (2018). いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告 Retrieved December 1, 2024, from http://www.soumu.go.jp/main_content/000538674.pdf
- 武田 さち子 (2021). 子どもたちはSOSを出していた——いじめ重大事態の分析から—— 季刊教育法, No.210, 32-39.
- 内海 裕子 (2014). いじめ防止対策推進法の制定等と学校におけるいじめ問題への警察の取組 警察公論, 69(3), 18-24.
- 若本 純子・西野 泰代 (2021). 教師の萌芽段階のいじめ認知といじめの深刻化の認知の検討——重大事態等の防止のために—— 生徒指導学研究, 20, 80-90.
- 山田 知代 (2023). 学校いじめ対策組織に関する研究動向と課題 紀要(多摩大学グローバルスタディーズ学部), 15, 75-84.
- 吉田 浩之 (2017). 前橋市小中学校の学校いじめ防止基本方針の策定状況と課題 群馬大学教育実践研究, 34, 227-241.

(2025年1月31日 受理)